

令和4年度社会福祉法人北農事業計画

基本方針

令和4年度は、法人の運営につきまして、その基盤を更に安定したものとす
るため、次の事項について重点的に取り組みます。

第一に、令和3年度に整備しました、グループホームパサーダ及びショート
ステイパサーダの運営を軌道にのせ、既存の施設運営と併せてスケールメリッ
トを生かした法人の財務基盤の安定化をはかり、利用者の選択ニーズの幅を増
加させ、その満足度に応える介護サービスの提供と、顧客の獲得に努めます。

第二に、三ヵ年にわたる、既存施設の大規模修繕と設備関連の更新及び介護
ロボット、ICTの導入事業が終了し、その効果を最大限に生かし、運営の効
率化と業務の効率化に努めます。

第三に、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症予防と安定した介護
サービスの提供の両立を図るとともに、地震、風水害等の自然災害にも十分対
応できる業務継続計画を浸透させ、訓練の実施により利用者からより安心され
る施設の運営に努めます。

第四に、今後の更なる日本人介護人材枯渇化に対応するために5年後、10
年後を見据えた人材育成体系を構築するために、経済連携協定（EPA）に基
づく外国人人材、介護技能実習生、特定技能、在留資格介護の外国人人材の受
入れを積極的に実施し、その育成に努めます。又、日本人人材の育成にも積極
的に取り組み、現在の研修制度を基に人事処遇の高度な体系化を図り、更に働
きやすい職場づくりを目指します。

第五に、各事業所の運営につきましては、施設系、在宅系事業所いずれにお
いても重度化した利用者及び医療対応の必要な利用者について可能な限りの受
入れと生活困窮者の受入れを行い、社会福祉法人としての役割を担います。サ
ービスの内容につきましては、引き続き科学的介護に基づく自立支援の取り組
みを進め、他の事業所との差別化を図り、利用者から選ばれる施設を目指し、
経営状況の安定化に努めます。

第六に、地域密着型施設の整備により、更に地域に開かれた施設を目指し、
新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域支援活動につきましては、
その状況を鑑みながら、地域に目を向けた活動を再開し、社会福祉法人として
の位置付けを明確に図ります。

1 各事業所の運営

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ・ 指定介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームパサーダ
定員 100名 |
| ・ 指定通所介護 | ディサービスセンター喜多方
定員 30名 |
| ・ 介護予防・日常生活支援総合事業
に係る通所型サービスA型 | ディサービスセンター喜多方
定員 通所介護に含む |
| ・ 指定短期入所生活介護 | パサーダイースト
定員 20名 |
| ・ 指定介護予防短期入所生活介護 | パサーダイースト
定員 指定短期入所生活介護に含む |
| ・ 指定認知症対応型共同生活介護 | グループホームパサーダ
定員 18名 |
| ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホームパサーダ
定員 指定認知症対応型共同生活介護に含む |
| ・ 指定短期入所生活介護 | ショートステイパサーダ
定員 22名 |
| ・ 指定介護予防短期入所生活介護 | ショートステイパサーダ
定員 指定短期入所生活介護に含む |
| ・ 指定居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所しんめい |
| ・ 指定居宅介護支援 | 一宮パサーダ居宅介護支援事業所 |

2 運営の内容

(1) 介護サービスの質の向上と在宅復帰を目指した取り組み

<特別養護老人ホーム>

- ・ 基本的ケアの充実を目指した科学的介護の取り組み
- ・ 食事の常食化と経口維持への取り組み
- ・ 事故防止に向けた更なる取り組み
- ・ サービス内容の対外的評価に基づく発展した取り組み
- ・ 認知症利用者に対する専門的な取り組み
- ・ 感染症予防及びそれに伴う口腔ケアへの取り組み
- ・ 身体拘束の廃止に向けた更なる取り組み

- ・看取り介護の充実
- ・高齢者虐待防止への取組み
- ・自然災害対策への積極的な取組み
- ・介護ロボット等の積極的導入
- ・業務のICT化への取組み

<短期入所・通所介護・居宅介護支援・認知症対応型共同生活介護>

- ・中重度利用者の積極的な受入れ
- ・個別機能訓練の更なる確立
- ・認知症利用者への専門的な取組み
- ・事業者間の連携強化に伴うサービスの質の向上
- ・医療及び地域との連携強化
- ・利用者のニーズを的確に把握したサービスの提供
- ・高齢者虐待防止への取組み

(2) 職員の資質の向上

- ・職員の研修受講に向けた意識向上への環境づくり
- ・働きやすい職場環境の構築に基づく職員の質の向上の実現
- ・職員の更なる意識向上及び技術向上をめざす研修の実施
- ・資格取得及び研修等の受講に向けた支援
- ・人事処遇の高度な体系化

(3) 経営基盤の確立

- ・新設施設の運営の安定化
- ・経営組織のガバナンスの強化
- ・広報活動を通しての事業運営の透明性の向上
- ・財務規律の強化及び透明性の向上
- ・コンプライアンスへ向けた更なる取組み

(4) 地域との連携

- ・生活困窮者を支援する取組み
- ・地域に貢献できる社会活動への取組み

- 地元教育機関との協働による人材開発
- 高齢者、障害者等の積極的雇用
- 外国人の積極的な雇用とその育成
- 地域支援事業の再開